

国営讃岐まんのう公園特定運営事業 実施方針

令和7年11月

国土交通省四国地方整備局

目次

用語の説明	1
第 1. はじめに	3
第 2. 特定事業の選定に関する事項	4
1. 特定事業の事業内容に関する事項	4
2. 特定事業の選定方法に関する事項	11
第 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	12
1. 民間事業者の募集及び選定	12
2. 募集及び選定のスケジュール	12
3. 募集及び選定の手順	12
4. 審査委員会の設置	13
5. 応募者の参加資格要件	13
第 4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1. リスク分担の基本的な考え方	17
2. モニタリング	18
3. 公園の管理運営に係る協議会の設置	19
4. 運営権者の権利義務に関する制限及び手続	19
第 5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
1. 所在地	21
2. 敷地面積	21
第 6. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
1. 実施契約に定めようとする事項	22
2. 疑義が生じた場合における措置	22
3. 管轄裁判所の指定	22
第 7. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置に関する事項	23
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	23
2. 金融機関又は融資団と四国地方整備局との協議	24
第 8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	25
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	25
3. その他の措置及び支援に関する事項	25
第 9. その他特定事業の実施に関し必要な事項	26
1. 本事業に関連する事項	26
2. 情報提供	26
3. 担当部局	27

用語の説明

用語	説明
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
S P C	本事業を遂行することを目的として設立される会社（Special Purpose Company）
イ号国営公園	都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号イに基づき、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号ロに該当するものを除く。）
運営維持管理業務受託者	R5-9 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務の受託者
運営権	P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
運営権効力発生日	運営権の効力発生日
運営権者	運営権を有する者
応募企業	本事業の実施を希望する単独の企業
応募者	第一次審査資料を提出した民間事業者
改善要求措置	本事業の実施に関する改善を要求する措置
国有施設	本公園において国が所有する公園施設及び本公園の用に供する兼用工作物
コンソーシアム	本事業の実施を希望する複数の構成員等によって構成されるグループ
コンソーシアム構成員	コンソーシアムを構成する構成員
計画更新修繕対象施設	計画更新修繕業務の対象となる国有施設
契約不適合	種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの
更新投資	新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む。）
公募アドバイザー	本事業の公募に関して担当部局の行う事務を補助するアドバイザー
行為の許可	都市公園法第 12 条の規定により、公園管理者以外の者が本公園にて同法第 12 条に基づく行為をしようとするについて、公園管理者が与える許可
サービス対価	本事業の実施に係る対価
四国地方整備局	国土交通省四国地方整備局
事業開始日	実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日
事業計画書等	運営権者が、四国地方整備局と協議の上、提案書類を精査して作成する事業全体の事業計画書、中期事業計画書及び単年度事業計画書
事業終了日	本事業が終了する日
実施契約	国営讃岐まんのう公園特定運営事業 公共施設等運営権実施契約
実施方針	P F I 法第 5 条に規定する特定事業の実施に関する方針（国営讃岐まんのう公園特定運営事業 実施方針）
小規模更新修繕対象施設	小規模更新修繕業務の対象となる国有施設（計画更新修繕対象施設以外の全ての国有施設）
設置管理許可	都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可
占用許可	都市公園法第 6 条の規定により、公園管理者以外の者が都市公園の一部を占用しようとするについて、公園管理者が与える許可
代表企業	コンソーシアムを代表し、応募手続を行う企業
第二次審査応募者	第二次審査資料を提出した応募者
担当部局	国土交通省四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課
駐車料	利用者が本公園の駐車場に駐車するために支払う料金
駐車料金	駐車料として設定した料金の金額

用語	説明
提案価格	応募者がサービス対価の契約価格として提案した価格
提案書類	第二次審査において応募者が提案した、本事業の事業計画等を記載した書類一式
特定法令等変更	運営権者にのみ適用され、他の者に適用されない法令等の変更、又は、本公園にのみ適用され、他の都市公園には適用されない法令等の変更のうちのいずれかであって、運営権者に不当な影響を及ぼす日本国が行う法令等の変更
都市公園法	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
都市公園法施行令	都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）
入園料	利用者が本公園に入園するために支払う料金
入園料金	入園料として設定した料金の金額
法令等	条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等
募集要項	国営讃岐まんのう公園特定運営事業 募集要項
募集要項等	募集要項及びその添付書類
本完全無議決権株式	株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式
本議決権株式	株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式
本議決権株主	本議決権株式を保有する者
本公園	国営讃岐まんのう公園
本事業	国営讃岐まんのう公園特定運営事業
マネジメントビジョン 2050	国営讃岐まんのう公園マネジメントビジョン 2050
優先交渉権者	四国地方整備局が本事業を実施する者として選定し、基本協定の締結を予定する者として決定した応募者
要求水準	四国地方整備局が本事業の実施にあたり、運営権者に履行を求める水準。なお、事業計画書に記載された提案内容が、要求水準書に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する

第1. はじめに

四国地方整備局は、本公園において、本事業を、P F I 法第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業として実施することを計画している。

本書は、同法第 5 条第 1 項の規定に基づいて、本事業の実施に関する方針を定めるものである。

第2. 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

国営讃岐まんのう公園特定運営事業

(2) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 金子 恭之

※国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）第 31 条第 1 項に基づき国土交通大臣の事務を分掌する者

四国地方整備局長 豊口 佳之

(3) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

ア 名称

国営讃岐まんのう公園

イ 種類

都市公園

(4) 本事業の背景・目的

本公園は、香川県仲多度郡まんのう町に位置する計画面積約 350ha のイ号国営公園であり、平成 10 年 4 月に中央広場ゾーン及び宿泊ゾーンの約 80ha を第一期開園して以来、順次供用区域を広げ、平成 25 年度には全面開園し、「人間との語らい、自然・宇宙とのふれあい」を基本テーマとし、総合的に整備、管理、運営している。

また、四国地方整備局は、令和 7 年 4 月に、マネジメントビジョン 2050¹を策定し、以下のとおり、本公園における概ね 20 年間のコンセプト等を整理したところである。

コンセプト：空海や「まんのう」とともに、人・地域の活力を未来につむぐ

取組方針：

① 「ここでしかできないこと」がたくさんある公園に

- まんのう公園特有の自然・歴史・文化を活かして、遠くからでも、わざわざ足を運びたいくなるような体験や価値を提供する。
- 戦略的なマーケティングや情報発信により集客力を向上する。

② 多彩なレクリエーションを創り出すことができる公園に

- これまでまんのう公園への関心が薄かった層も呼び込むことができるコンテンツを盛り込む。
- 利用者が、より楽しく、快適に過ごすことのできるサービスを向上し、園

¹ マネジメントビジョン 2050 公表 URL : https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/mannnou_vision/vision.html

内消費を促す。

③ みんなの声を取り入れて大切なものをつなげる公園に

- 運営スタッフ、ボランティアの声を取り入れ、更新投資の最適化や自然環境の保護・再興を図る。
- 周辺の関係者と共に満濃池の保全・活用を図る。

本事業は、マネジメントビジョン 2050 の実現に向けて、四国地方整備局と民間事業者のパートナーシップにより、本公園の価値を最大限に発揮させることを目指している。

本事業の実施においては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、本公園の利用の増進と持続的な管理運営を実現するために、長期にわたり、民間事業者に対して、本公園の運営権を設定し、入園料等の収入機会を確保するとともに、民間事業者による本公園への投資の増大や一部の公園施設の効率的な更新修繕の実現により、本公園の魅力を高め、交流人口の拡大等による地域活性化を図ることを目指している。

本事業の実施により、期待される効果は以下のとおりである。

① 長期の事業期間による民間投資の促進、持続的な管理運営の実現

長期の事業期間を確保することで、民間による新たなサービスへの投資を促進するとともに、民間ノウハウの活用によって、社会の変化や多様化するニーズに対応した、持続的な管理運営を実現する。

② 入園料等の弾力的な設定による民間投資の促進、質の高いサービスの提供

入園料等の弾力的な設定により得られた収益を公園運営へ直接投資することを可能とし、公園施設の老朽化対策や、公園維持管理のデジタル化等による利用者に対する一層の利便性の向上を図り、質の高いサービスの提供を実現する。

③ 周辺地域の活性化及び多様な社会課題への貢献

運営権者が自律的な公園運営を行うことで、公園を核とした周辺地域の観光や産業等との連携が多様化し、本公園の周辺地域の社会課題に貢献することを目指す。

(5) 事業方式

本事業は、P F I 法第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業として実施するものである。

ア 運営権の設定

第 3. に定める手続によって選定され、四国地方整備局との間で基本協定を締結した優先交渉権者は、原則として、本事業の遂行のみを目的とする S P C を設立する。S P C は四国地方整備局との間で実施契約を締結し、四国地方整備局から本公園について運営権の設定を受けて、運営権者となる。

S P Cを設立しない場合は、応募企業又は代表企業が四国地方整備局との間で実施契約を締結し、四国地方整備局から本公園について運営権の設定を受けて、運営権者となる²。

イ 貸与物品の借受

運営権者は、運営権効力発生日までに業務の引継ぎを完了させ、四国地方整備局から本公園の用に供している既存の貸与物品を借り受ける。なお、運営権者は、貸与物品以外の物品が必要な場合（貸与物品が消耗し使用できなくなった場合を含む。）は、自ら調達するものとする。

貸与物品の詳細は、実施契約書（案）において定める。

ウ 運営維持管理業務受託者からの資産譲渡

運営権者は、運営権効力発生日までに、現在の国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務（令和6年2月～令和10年1月）の受託者と協議を行い、運営維持管理業務受託者が保有する資産を譲り受けることができる。また、当該資産の譲受に伴い、運営権者は、必要に応じてエの許可を申請するものとする。

エ 公園施設の設置又は管理に係る許可

運営権者は、利用サービスの提供等にあたり、公園施設を設置又は管理しようとするときは、都市公園法第5条第1項の規定に基づき四国地方整備局の設置管理許可を得るものとする。なお、設置管理許可の期間は、同法第5条第4項の規定に基づき、事業期間の範囲内で定める。

事業計画書等に基づく許可申請があった場合には、四国地方整備局は、原則として許可をするものとする。

オ 本公園の占用又は行為に係る許可

運営権者及び運営権者以外の第三者が、都市公園法第6条の規定に基づき本公園を占用しようとするとき又は同法第12条に規定する行為をしようとするときは、許可を得るものとする。

イベント利用等に係る占用許可又は行為の許可の運用を円滑化することを目的として、運営権者は、あらかじめ四国地方整備局と協議の上で、イベント利用規則を策定することとし、これに即した許可申請については、四国地方整備局は原則として許可するものとする。なお、イベント利用規則の策定条件の詳細は、要求水準書において定める。

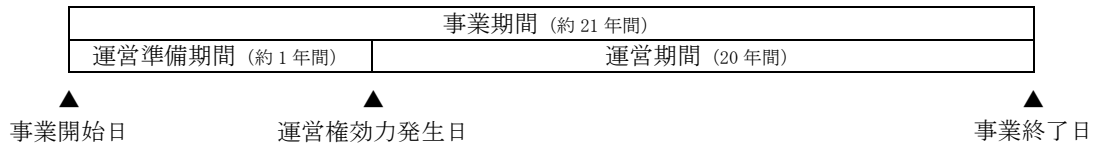
また、運営権者以外の第三者によるイベント利用等においては、運営権者は、イ

² S P Cを設立しない場合、第3.5.(1)④に定めるとおり、第一次審査書類において、応募企業又は代表企業からの倒産隔離措置や財務状況報告の方法等を具体的に提案することとし、第一次審査を通過後に、対話を通じて四国地方整備局と協議した上で、四国地方整備局が認める形態で実施契約を締結する必要がある。

ベント利用規則に即したものであるか確認を行い、適切と認められたものについては、四国地方整備局は原則として許可するものとする。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業開始日から運営権効力発生日の 20 年後の応当日の前日までをいう。また、事業開始日から運営権効力発生日までを運営準備期間といい、運営権効力発生日から事業終了日までを運営期間という。

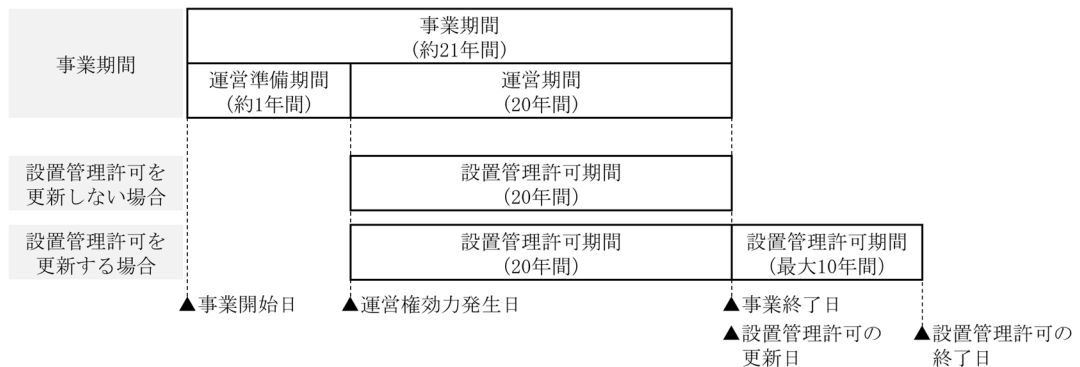


(7) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権効力発生日から 20 年後の応当日の前日までとし、運営権は同日の終了をもって消滅する。

(8) 事業期間を超える設置管理許可の更新

本公園の基本計画やマネジメントビジョン 2050 との整合が図られ、且つ、事業終了後の施設の適切な所有及び運営方法が明示された設置管理許可の申請に限り、四国地方整備局は、事業期間を超えて、10 年間を限度として、当該設置管理許可を更新できるものとする。



(9) 本事業の範囲

本事業の範囲は、以下のアからクに掲げるものとする。

- ア 運営準備業務
- イ マネジメント業務
- ウ 企画運営業務
- エ 維持点検業務
- オ 更新修繕業務
- カ 植物管理業務

キ サービス提供

ク イベントの企画運営及び誘致

なお、詳細な実施条件については、要求水準書において定める。

(10) 利用料金の設定及び収受

ア 入園料金及び駐車料金

運営権者は、入園料金及び駐車料金について、四国地方整備局に届出を行った上で設定することができ、利用者からこれを収受し、自らの収入とすることができる。

入園料金及び駐車料金の設定条件の詳細は、要求水準書において定める。

イ イベント手数料

運営権者は、第三者が本公園においてイベント利用等を行う際のイベント手数料について、四国地方整備局からイベント利用規則の承認を得た上で、設定することができ、第三者からこれを収受し、自らの収入とすることができる。

イベント手数料の設定条件の詳細は、要求水準書において定める。

ウ サービスの利用料金

運営権者は、原則として、サービスの利用料金を自由に設定し、利用者からこれを収受し、自らの収入とすることができる。

(11) 費用負担

ア サービス対価

四国地方整備局は、運営権者に対して、サービス対価を支払う。

サービス対価は、優先交渉権者の提案価格に基づき、四国地方整備局及び優先交渉権者が決定するものとする。

運営準備期間におけるサービス対価は、運営準備業務の実施に係る費用等から算定する。なお、運営準備期間におけるサービス対価は、原則として、運営準備期間の終了後に、一括して支払うものとする。

運営期間におけるサービス対価は、第 2. 1. (9)イからカの業務の実施に係る費用等から、運営権者の収入となる入園料及び駐車料の収入見込額を差し引いて算定する。なお、運営期間におけるサービス対価は、原則として、各事業年度の四半期毎に支払うものとする。

イ 使用料

運営権者は、都市公園法施行令第 20 条の規定に基づき、四国地方整備局に対して、(5)エ及び(5)オの許可に係る使用料を支払うものとする。使用料の金額は、実施契約書（案）において定める。

(12) 収益還元

運営権者は、第 2. 1. (9)キからクの業務から得た収益の一部を、運営権者自らが提

案した収益還元の割合（シェア率）又は還元額に基づき、公園利用者に対する公益的なサービス³に還元するものとする。還元の用途については、運営権者の提案によるものとするが、社会情勢や運営状況等の変化を踏まえて、随時、運営権者は、四国地方整備局の承諾を得た上で有効な用途に変更できるものとする。収益還元方法の詳細は、実施契約書（案）において定める。

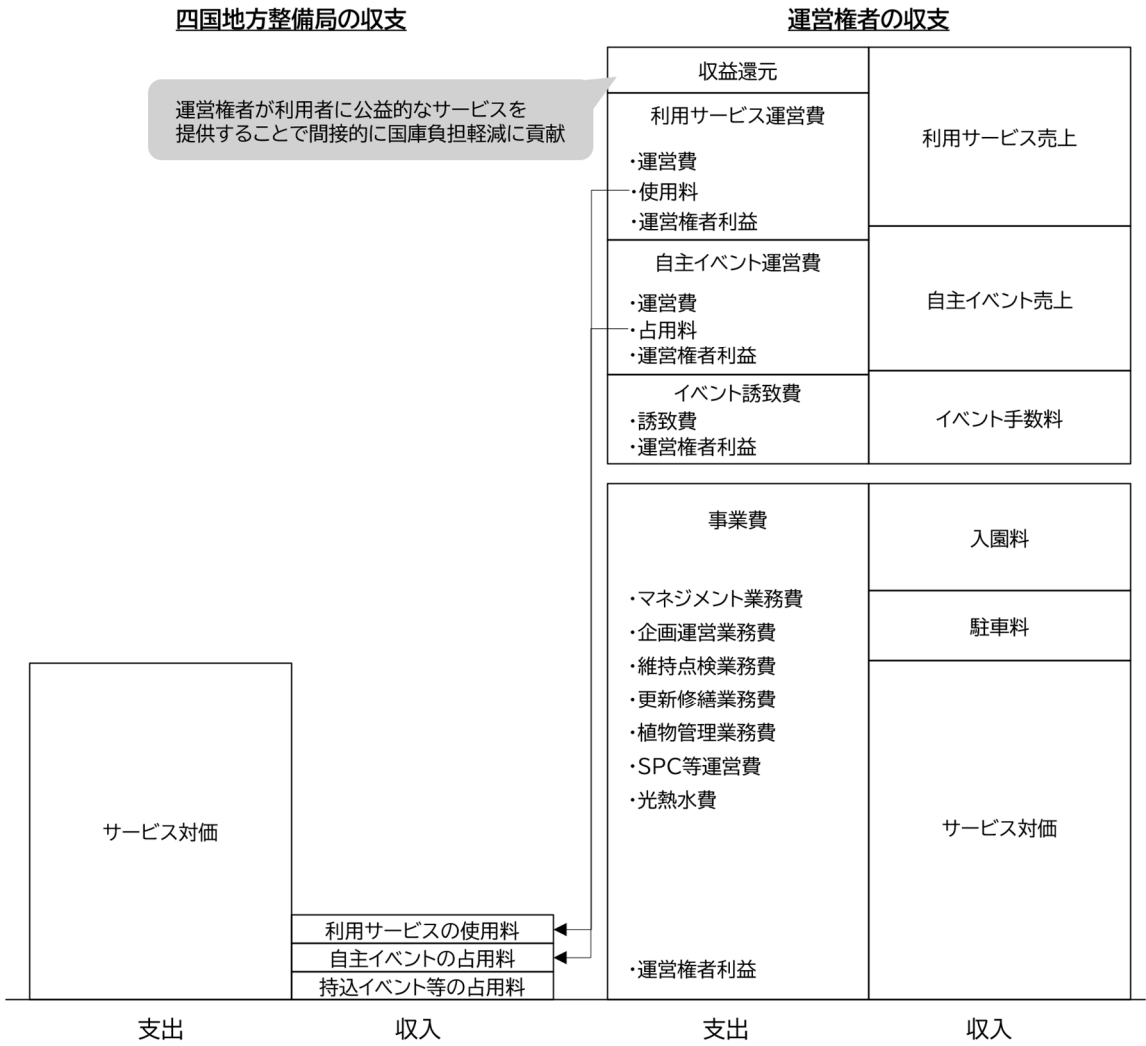


図 費用負担及び収益還元のイメージ

(13) 開園日及び開園時間の設定

運営権者は、本公園の開園日及び開園時間を設定することができる。

開園日及び開園時間の設定条件の詳細は、要求水準書において定める。

³ 公益的なサービスとは、例えば高木の剪定や園路の補修等の四国地方整備局が実施することとされている更新修繕等とし、国の財政負担軽減に間接的に資するものとする。

(14) 更新投資等の取扱い

ア 国有施設

運営権者は、国有施設について、要求水準を充足する限り、自らの判断で、更新投資を行うことができる。ただし、運営権者は、小規模更新修繕対象施設について、建築確認申請が必要となる増改築をしようとするとき、又は国有施設を全面撤去し再整備しようとするときは、当該施設の設計図書を作成し、四国地方整備局に提出の上、承認を得なければならない。また、運営権者は、国有施設を廃止し、撤去しようとするときは、四国地方整備局の承認を得なければならない。

四国地方整備局は、国有施設について、更新投資が必要であると判断したときは、運営権者の了解を得た上で、更新投資を行うことができる。なお、四国地方整備局又は運営権者が更新投資を行った国有施設は、原則として、国の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

イ 運営権者の所有資産

運営権者は、本事業のために所有する資産について、要求水準を充足する限り、自らの判断で更新投資を行うことができる。ただし、運営権者は、必要に応じて(5)エの許可を申請するものとする。

(15) 事業終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは、次のとおりである。

ア 運営権

事業終了日の終了をもって消滅する。

イ 運営権者の資産等

運営権者は、本事業の実施のために運営権者が所有する資産については、すべて運営権者の責任において処分し、本公園を原状に回復しなければならない。ただし、(8)に基づき、四国地方整備局が、事業期間を超える設置管理許可の更新をする場合はこの限りではない。

また、四国地方整備局又は四国地方整備局の指定する第三者は、運営権者の所有する資産のうち必要と認めたものを買い取ることができる。買取の詳細は、実施契約書（案）において定める。

ウ 業務の引継ぎ

運営権者は、四国地方整備局又は四国地方整備局の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任により、本事業が円滑に引き継がれるように適切に行わなければならない。なお、運営権者、四国地方整備局又は四国地方整備局の指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

四国地方整備局は、本事業を P F I 事業として実施することが効率的かつ効果的であると認めた場合には、同事業を P F I 法第 7 条に規定する特定事業とする。

(2) 選定結果の公表

四国地方整備局は、本事業を P F I 法第 7 条に規定する特定事業とした場合は、その結果を、その評価の内容と併せて、担当部局のホームページ等において速やかに公表する。

また、評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様とする。

第3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定

四国地方整備局は、本事業をPFI法第7条に規定する特定事業とした場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、公平性及び透明性の確保を図りつつ、公募型プロポーザル方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に規定する方式）により選定することを予定している。

なお、四国地方整備局は、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、本事業を選定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2. 募集及び選定のスケジュール

四国地方整備局は、本事業をPFI法第7条に規定する特定事業として選定する場合は、次のスケジュールで民間事業者の募集及び選定を進めることを予定している。

スケジュール（予定）	項目
令和8年2月頃	特定事業の選定
令和8年5月頃	募集要項等の公表
令和8年6月頃	第一次審査資料の受付
令和8年7月頃	第一次審査結果の通知
令和8年9月頃	第二次審査資料の受付
令和8年11月頃	優先交渉権者の決定
令和8年11月頃	基本協定の締結
令和9年2月頃	実施契約の締結
令和9年4月頃	事業開始
令和10年2月頃	運営権効力発生

3. 募集及び選定の手順

四国地方整備局は、次の手順により、民間事業者を募集及び選定することを予定している。

(1) 募集要項等の公表

四国地方整備局は、民間事業者の選定等を行うに当たり、本事業の募集要項等を官報に掲載するとともに、担当部局のホームページへの掲載により公表する。

(2) 質問受付

四国地方整備局は、募集要項等の内容に関する質問を受け付ける。

(3) 質問回答

四国地方整備局は、質問及び質問に対する回答を担当部局のホームページへの掲載により公表する。なお、第一次審査資料の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査資料の受付期限までに公表する。

(4) 第一次審査資料の受付

公募に参加しようとする民間事業者は、募集要項等の定めるところにより、第一次審査資料を提出する。

(5) 第一次審査結果の通知

四国地方整備局は、応募者を対象に第二次審査資料提出資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。

(6) 競争的対話

四国地方整備局は、二次審査資料提出資格があると認められた応募者を対象に、必要に応じて競争的対話を行う。

(7) 第二次審査資料の受付

第二次審査資料提出資格があると認められた応募者は、募集要項等の定めるところにより、第二次審査資料（提案書類を含む）を提出する。

(8) ヒアリング

四国地方整備局は、第二次審査応募者を対象に、必要に応じて提案書類の内容についてヒアリングを行う。

(9) 優先交渉権者の決定

四国地方整備局は、第二次審査応募者を対象に、提案書類を評価し、優先交渉権者を決定する。

(10) 第二次審査結果の公表

四国地方整備局は、提案書類を評価した結果を、第二次審査応募者に通知するとともに、担当部局のホームページへの掲載により公表する。

4. 審査委員会の設置

四国地方整備局は、提案書類に対する評価の客観性を確保するため、審査委員会を設置し、第二次審査応募者から提出された提案書類の評価に係る審議を委ね、その経過及び結果を公表する。

なお、審査委員会の構成については、募集要項等の公表時に示す。

5. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、応募企業又はコンソーシアムとする。
- ② 応募者は、応募企業又はコンソーシアム構成員の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあつては代表企業を定めるとともに、コンソーシアム構成員

は様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式のすべての割当てを受けるものとする。なお、応募者が、株式会社以外の形態での S P C の設立、間接的な S P C 株式の保有等を希望するときは、第一次審査書類において S P C の出資形態及び応募者と S P C との間の資本関係を具体的に示すこととし、第一次審査を通過後に、競争的対話を通じて四国地方整備局と協議した上で、四国地方整備局が認める形態で S P C を設立することができる。また、応募者が、S P C を設立せずに、応募企業又は代表企業が運営権者となることを希望するときも、第一次審査書類において、当該企業からの倒産隔離措置や財務状況報告の方法等を具体的に示すこととし、第一次審査を通過後に、競争的対話を通じて四国地方整備局と協議した上で、四国地方整備局が認める形態で実施契約を締結することができる。
- ⑤ 第一次審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、四国地方整備局と協議するものとし、四国地方整備局がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合、又は応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合（応募企業又はコンソーシアム構成員が新たに第三者に支配された場合を含む。）は、四国地方整備局に速やかに通知しなければならない。
- ⑥ 第一次審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② P F I 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 第一次審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の決定までの期間に、国土交通省四国地方整備局長から指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 以下の公募アドバイザー⁴又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
 - (i) 中央コンサルタンツ株式会社

⁴ 実施方針の公表時点の公募アドバイザーであり、募集要項等の公表時に追加する可能性がある。

- (ii) PwCアドバイザリー合同会社
- (iii) PwC弁護士法人
- ⑥ 審査委員会の委員⁵が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑦ 審査委員会の委員が属する法人（企業を除く。また、日本国においては、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関及び内閣府とする。）、当該法人が総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に株券が上場されている株式会社はこの限りでない。
- ⑧ 上記⑤から⑦までに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

なお、「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合をいう。

(i)資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ii)人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

⁵ 募集要項等の公表時に示すことを予定している。

- 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までの掲げる者に準ずる者
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を 現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (iii) その他の選定の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員である場合その他上記(i)又は(ii)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件

- ① 第一次審査書類の受付期日において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当すること。
 - （ア）平成 24 年度以降に都市公園の管理又は運営の実績を有していること。
 - （イ）平成 24 年度以降にレクリエーション施設⁶又は観光・商業施設⁷の管理又は運営の実績を有していること。
 - （ウ）P F I 法第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業の実績を有していること。

⁶ 主に屋外に置いて、都市公園法に規定する公園施設と同様の施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの（例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等）

⁷ 宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの（例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等）

第4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の基本的な考え方

四国地方整備局と運営権者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担することで、より質の高いサービスの供給を目指すものとする。

なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下の(1)から(6)に記載する内容を基本とし、詳細については、実施契約書（案）において定める。

(1) 法令等の変更

法令、政策の変更等により運営権者に損失が生じるときは、運営権者が損失を負担するものとする。

ただし、特定法令等変更が生じ、運営権者に損失が生じた場合、四国地方整備局は、当該特定法令等変更によって運営権者に生じた損失を補償する。

(2) 需要変動

運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、入園料その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、需要変動リスクは、実施契約に特段の定めのない限り、運営権者が負うものとする。

(3) 物価変動

四国地方整備局は、募集要項等の公表日以降に急激な物価変動が生じた場合、実施契約に基づき、サービス対価の改定を行う。

(4) 契約不適合責任

実施契約に定める対象施設について、運営権効力発生日以後1年以内に契約不適合⁸が発見された場合、四国地方整備局は、当該契約不適合によって運営権者に生じた損失について、実施契約に定める金額を上限として、修補又は金銭により補償する。

(5) 不可抗力

「不可抗力」とは、実施契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、以下の(i)から(iv)のいずれかに該当する事象（あらかじめ四国地方整備局と運営権者との間で合意した基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、四国地方整備局及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、四国地方整備局又は運営権者によって予見し得ず、若しくは予見できてもその損失の防止手段を合理的に期待できないものをいう。

(i) 異常気象（暴風、落雷、豪雨、豪雪、強風、台風、異常熱波又は異常寒波であって、これらが本公園又は周辺において通常又は定期的に発生するものよりも

⁸ 運営権効力発生日時点で、法令上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵（経年劣化を除く）であって、募集要項等及び実施契約締結前に運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。

過酷であるものをいう。)

- (ii) 自然災害（洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波又はその他不可避かつ予見することのできない異常な天然現象により生じる災害であって、本公園に重大な損害を生じさせるものをいう。)
- (iii) 内戦又は敵対行為（暴動、騒擾、騒乱、テロ行為又は戦争行為をいう。これらの場合における四国地方整備局又は四国地方整備局が指定する第三者による本公園の使用を含む。)
- (iv) 疫病（法的に隔離が強制される場合を含む。)

不可抗力が生じた場合であって、業務の実施に関して運営権者に増加費用が発生した場合には、運営権者は、当該不可抗力及び増加費用の詳細について通知し、増加費用の負担について四国地方整備局と協議することができる。

また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、四国地方整備局は、実施契約上の義務を一時的に免責することがある。

(6) 緊急事態

事業期間中に運営権者による本公園の安全な運営が阻害されるおそれのある事態等、実施契約に定める一定の事由が生じた場合、四国地方整備局は、PFI法第29条第1項の規定に基づき、運営権の行使の停止を命じて、自ら本事業に係る施設を使用することができる。この場合、運営権者は、四国地方整備局が本公園において実施する事業に協力しなければならない。

なお、当該命令が同法第29条第1項第2号の規定に基づく場合は、同法第30条第1項の規定に基づき、運営権者に生じた損失を補償する。

2. モニタリング

運営権者の事業計画書等の遂行状況や、要求水準に基づく適切な業務の履行状況を確認するため、以下の(1)から(4)に掲げるモニタリングを実施する。

いずれのモニタリングについても、運営権者が自ら計画・実行・評価・改善を行うセルフモニタリングを基本とし、四国地方整備局はその結果を参考として、モニタリングを行う。

モニタリングの結果、運営権者の責めに帰すべき事由により、適正な事業の遂行が行われていないと判断した場合、四国地方整備局は、運営権者に対して、改善要求措置及び減額措置等を講ずる。モニタリングの詳細については、実施契約書（案）において定める。

(1) 事業計画に係るモニタリング

- 運営権者は、自ら提案した事業計画書等に従って運営を行い、事業計画書等の遂行状況をアニュアルレポートに取りまとめる。
- 四国地方整備局は、事業計画書等に基づく事業遂行状況を確認した上で、事業計画と事業遂行状況に著しい乖離があり、本事業に悪影響を及ぼすおそれがある場合などの不適事項に対し、改善要求措置を講ずる。
- 運営権者は、事業計画書等及びアニュアルレポートをホームページに掲載する

他、ステークホルダーとの良好な関係構築を目指して、積極的に業務成果を発信するものとする。

(2) 業務実施計画に係るモニタリング

- 運営権者は、業務実施計画書等に従って運営を行い、その結果を業務実施報告書に取りまとめる。
- 四国地方整備局は、要求水準の達成状況を確認した上で、要求水準の未達成が認められる場合などの不適事項に対し、改善要求措置等を講ずる。

(3) 経営管理に係るモニタリング

- 運営権者は、財務情報等の経営管理に係る書類を作成し、四国地方整備局に提出する。
- 四国地方整備局は、経営管理状況等を確認した上で、経営管理上の不備又は経営状況の悪化等により、本事業に悪影響を及ぼすおそれがある場合などの不適事項に対し、改善要求措置を講ずる。

(4) 事業終了時に係るモニタリング

- 運営権者は、事業終了日の事前に、施設の現況等を整理した書類を作成し、四国地方整備局に提出する。
- 四国地方整備局は、現況と提出書類の一致状況を確認した上で、不一致がある場合などの不適事項に対し、改善要求措置を講ずる。

3. 公園の管理運営に係る協議会の設置

四国地方整備局は、マネジメントビジョン 2050 の実現に向け、本公園の利用増進や周辺地域の活性化等のために、関係行政機関等との連携を推進する観点から、四国地方整備局、運営権者、関係行政機関等により構成する協議会を設置する予定である。

4. 運営権者の権利義務に関する制限及び手続

(1) 運営権の処分

運営権者は、四国地方整備局の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について四国地方整備局との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、これらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項に規定する四国地方整備局の許可を得た場合には、運営権を移転することができる。なお、四国地方整備局は、当該許可をしようとするときは、財務大臣その他関係行政機関の長に協議してこれを行う。

四国地方整備局は、運営権の移転を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 移転を受ける者が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、四国地方整備局に対して承諾書を提出するこ

と

- ② 移転を受ける者が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の移転を受けること
- ③ 移転を受ける者となるすべての株主が、四国地方整備局に対して株主誓約書を提出すること

また、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して抵当権を設定する場合、四国地方整備局は、合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、四国地方整備局と金融機関等との間で、協定書が締結されることを条件とする。

(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の本議決権株式及び運営権者の本完全無議決権株式のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その処分について、以下のとおり四国地方整備局は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権株式については、運営権者の提案内容の履行能力を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

ア 本議決権株式

本議決権株主が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②四国地方整備局との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、四国地方整備局の承認を受ける必要がある。優先交渉権者の提案により本議決権株主の株式又は持分を子会社等経由で間接的に有する者が、当該子会社等の株式又は持分を処分する場合には、それに対応して処分を制限する範囲を修正するものとする。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、四国地方整備局の承認を受ける必要がある。

四国地方整備局は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、関係行政機関と協議した上で処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、四国地方整備局に対して提出しなければならない。

イ 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

第5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 所在地

香川県仲多度郡まんのう町

2. 敷地面積

約 350ha

第6. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 実施契約に定めようとする事項

- ① 総則
- ② 事業実施体制等
- ③ 運営準備期間における実施条件等
- ④ 公共施設等運営権
- ⑤ 運営期間における実施条件等
- ⑥ リスク分担
- ⑦ 適正な業務の確保
- ⑧ 契約期間及び期間満了に伴う措置
- ⑨ 契約の解除又は終了に伴う措置
- ⑩ 誓約
- ⑪ 知的財産権
- ⑫ 雑則

2. 疑義が生じた場合における措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、四国地方整備局及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

3. 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下(1)から(4)のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、四国地方整備局又は四国地方整備局の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については、以下に記載する内容を基本とし、詳細については、実施契約書（案）において定める。

(1) 四国地方整備局事由解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- 四国地方整備局は、運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- 運営権者は、四国地方整備局の責めに帰すべき事由により、一定期間、四国地方整備局が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- 国が本公園の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

イ 解除又は終了の効果

- 国が本公園の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他による場合には、四国地方整備局は運営権を取り消す。
- 四国地方整備局は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害を賠償するものとする。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は四国地方整備局の支払額からこれを控除する。

(2) 運営権者事由解除

ア 解除事由

- 運営権者が実施契約に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、四国地方整備局は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。
- 運営権者は、四国地方整備局に対し、4年以上前に通知することにより、実施契約を解除することができる。ただし、運営権者が解除を希望する日は、各事業年度の1月末日としなければならない。

イ 解除の効果

- 四国地方整備局は運営権を取り消す。
- 運営権者は、四国地方整備局に対し、実施契約に定める違約金（契約の解除原因となった事由により四国地方整備局に生じた損害が当該金額を超えると

きは、その金額)を支払う。また、運営権者の構成員は、当該支払について連帯して責任を負うものとする。

(3) 不可抗力による解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- 不可抗力により国が本公園の所有権を有しなくなった場合、実施契約は当然に終了する。
- 不可抗力に対する事業継続措置が四国地方整備局により行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、四国地方整備局は実施契約を解除する。

イ 解除又は終了の効果

- 不可抗力により国が本公園の所有権を有しなくなった場合、運営権は当然に消滅する。
- 不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、四国地方整備局の選択に従い、運営権の放棄又は四国地方整備局の指定する第三者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により四国地方整備局及び運営権者に生じた損害は各自が負担する。

(4) 特定法令等変更による解除

ア 解除事由

- 特定法令等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、四国地方整備局又は運営権者は実施契約を解除することができる。

イ 解除の効果

- 四国地方整備局は運営権を取り消す。
- 四国地方整備局は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害を賠償するものとする。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は四国地方整備局の支払額からこれを控除する。

2. 金融機関又は融資団と四国地方整備局との協議

四国地方整備局は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、実施契約に定める一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、四国地方整備局は、現時点において、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、四国地方整備局はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

3. その他の措置及び支援に関する事項

四国地方整備局は、運営権者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、四国地方整備局と運営権者で協議する。

第9. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業に関連する事項

(1) 本事業の実施に関して使用する言語・通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2) 本事業の応募に係る費用

本事業の応募に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 実施方針等に関する質問の受付

ア 受付期間

令和7年12月12日（金）17:00 まで（必着）

イ 提出方法

実施方針に関する質問は、【様式1】実施方針に関する質問書に、要求水準書（案）に関する質問は【様式2】要求水準書（案）に関する質問書に記入し、電子メールにより送信すること。

なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを必ず記載すること。提出先は、第9. 3. の公募アドバイザーのメールアドレスとする。

(4) 官民対話の受付

ア 受付期間

官民対話申込書の受付期間 令和7年12月5日（金）17:00 まで（必着）

官民対話意見書の受付期間 令和7年12月12日（金）17:00 まで（必着）

イ 提出方法

官民対話を希望する者は、【別紙1】官民対話実施要項を確認の上で、【様式3】官民対話申込書及び【様式4】守秘義務誓約書に記入し、電子メールにより送信すること。官民対話申込書の受付後に、【様式5】官民対話意見書に意見を記入し、電子メールにより送付すること。

各書類は、Microsoft Word 等により作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを必ず記載すること。提出先は、第9. 3. の公募アドバイザーのメールアドレスとする。

2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

担当部局のホームページ

(<https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/index.html>)

3. 担当部局

国土交通省四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

住所：香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎

電話番号：087-811-8315

メールアドレス：skr-chdd@mlit.go.jp

なお、実施方針に関し、担当部局の行う事務を代行する公募アドバイザーの連絡先は、以下のとおり。

PwCアドバイザリー合同会社

住所：東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

電話番号：03-6212-6880

メールアドレス：jp_adv_r7_sanuki_manno_park@pwc.com

(原則として、メールアドレスへのご連絡をお願いします。)